

社会保険 いばらき

10

育児休業期間中は保険料が免除されます

2015 October
NO.447

- 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます
- 出産手当金のご案内
- 国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ



「笠間稲荷神社の菊まつり」（撮影・笠間市）：日本写真家協会員 藤井 正夫

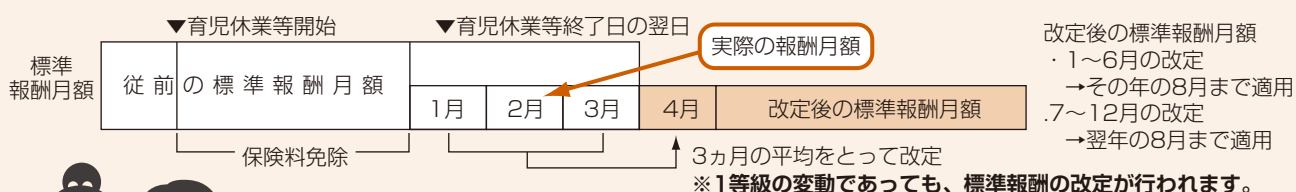
職場内で回覧しましょう

② 育児休業等の終了時には標準報酬の改定が行えます

被保険者が、育児・介護休業法による育児休業期間（育児休業に準ずる制度による休業期間も含みます）を終了し、職場に復帰した際に、時間短縮や所定外労働をしないことで、賃金が休業前より変動することがあります。このような場合に、育児休業等終了時（職場復帰後も引き続き育児休業にかかる子を養育し、かつ、その子が3歳未満である場合）による標準報酬月額の変動を申し出ることができます。

育児休業等終了時改定の申出

事業所の事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することで、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後3ヵ月間の報酬月額の平均によって標準報酬月額が改定されます。改定された標準報酬月額は、その育児休業等の終了日の翌日から起算して2ヵ月を経過した日の属する月の翌月（育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヵ月目）から適用されます。



育児休業等終了時報酬月額変更該当する人とは？

- ・育児休業終了日に3歳未満の子を養育していること
- ・育児休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に支払われた報酬（給料）の支払基礎日数が17日以上のある月があること（17日以上のある月が1ヶ月であってもかまいません。）

③ 3歳未満のお子さんを養育されている方に標準報酬月額の特例（みなし措置）があります

3歳未満のお子さんを養育している方の標準報酬月額が、その養育期間中、養育を始める前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、被保険者の申出に基づき、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算します。保険料は、実際の標準報酬月額に応じた額をご負担いただきます。この特例は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入されたものです。

従前標準報酬月額とは、養育開始月の前月の標準報酬月額をさします。養育開始月の前月に厚生年金保険の被保険者でない場合には、その月前1年以内の直近の標準報酬月額が従前標準報酬月額となります。（その月前1年以内に厚生年金保険の被保険者期間がない場合には、みなし措置をうけていただくことはできません。）

なお、標準報酬月額の特例は、厚生年金保険のみが対象となり、健康保険については、特例がありませんので実際の標準報酬月額に基づく保険給付が行われます。

みなし措置を受けていただける期間は3歳未満の子の養育開始月から、3歳の誕生月の前月までです。

※この申出書には、①子の生年月日および子と申出者との身分関係を明らかにすることができる書類（市区町村長の証明書または子の戸籍抄本）と②申出者がその子を養育することとなった日を証する書類（住民票（写）等）の添付が必要です。

※申出日より前の期間については、申出月の前月までの2年間に限りみなし措置が認められることとなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お近くの年金事務所（厚生年金適用調査課）にお問い合わせください。

① 育児休業期間中は保険料が免除されます

「育児休業・介護保険休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満のお子さんを養育するための育児休業期間の健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申し出により免除されます。

なお、免除期間中も被保険者の資格に変更はありませんので、保険証はそのままご使用いただけます。

具体例

育児休業の開始日が平成27年11月27日、子が1歳に達する日（育児休業終了の日）が平成28年9月30日の場合



保険料免除期間

育児休業等開始日の属する月(平成27年11月)から育児休業等終了日の翌日(平成28年10月1日)の属する月の前月(平成28年9月)まで

● 育児休業等取得者申出書

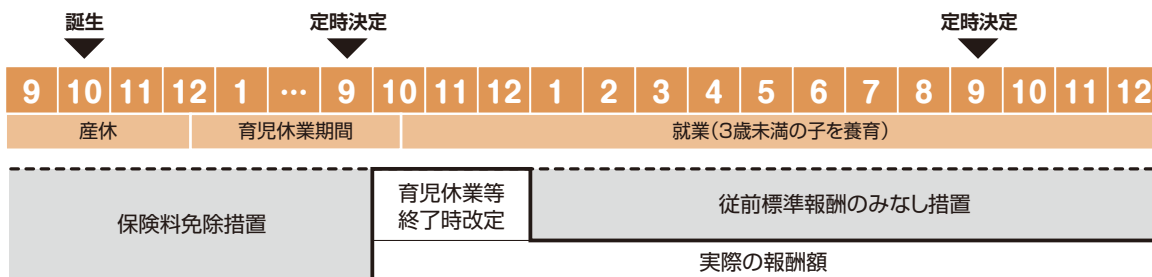
育児休業期間が当初の予定よりも早く終了したときには、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要になります。予定通りに育児休業を終了された場合には、お届けの必要はありません。

育児休業等取得者の申出は「1歳未満の子を養育する為の育児休業」「保育所待機等特別な事情がある場合の1歳6か月に達するまでの育児休業」、「1歳から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業」の各休業期間において、それぞれ申出が必要となります。

ご注意ください

- ※平成26年4月から、産前産後休業期間についても、育児休業等期間と同様、保険料免除と休業終了時報改定のしくみが導入されました。対象となる産前産後休業期間とは、出産(予定)日以前42日(多胎妊娠98日)から出産日後56日までの間で、妊娠・出産を理由として労務に従事しない期間です。
- ※保険料免除期間中に賞与が支給された場合は、賞与にかかる保険料も免除されますが、賞与支払届の提出は必要です。

育児休業等終了時改定が行われた場合



*太い実線(——)は保険料額算定上の標準報酬月額

太い破線(----)は給付額算定上の標準報酬月額

出産手当金のご案内

出産手当金とは？

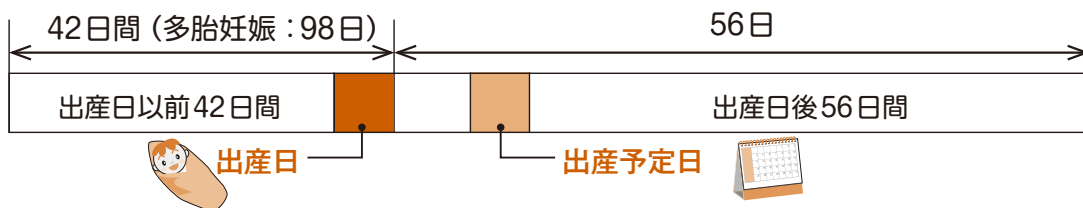
出産のために仕事を休み、給与の支払いを受けなかったときに、支給対象となります。

▷ 出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以降の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

請求可能な期間は？

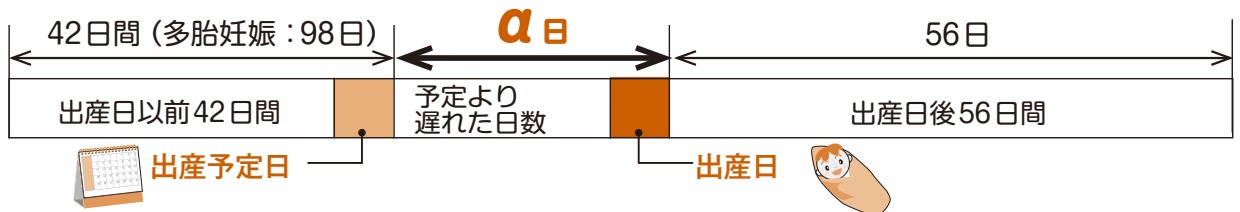
出産日以前42日（多胎児の場合は98日）から出産日後56日までの範囲内で休んだ期間です。出産が出産予定日より遅れた場合、出産予定日以前42日となります。

【出産が予定年月日より早まった場合】



請求可能期間：42日（多胎妊娠なら98日）+ 56日

【出産が予定年月日より遅れた場合】



請求可能期間：42日（多胎妊娠なら98日）+ α日 + 56日

いくらもらえるの？

出産手当金の支給額の計算式（1円未満は四捨五入）

$$\text{支給額（総計）} = \text{標準報酬月額} \times 1 \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

【例】標準報酬月額※2：126,000円 支給日数：98日の場合

$$\text{標準報酬日額} = 126,000円 \div 30 = 4,200円$$

$$\text{支給額（総計）} = 4,200円 \times \text{3分の2} \times 98日 = 274,400円$$

274,400円が支給されます

※1 標準報酬月額を30で割った額（10円未満は四捨五入） ※2 日本年金機構のデータで登録されている給与の月額

- 事業主から給与の支払いを受けた場合は出産手当金の支給額が調整されます。
- 出産手当金と傷病手当金の両方を請求可能な場合は、出産手当金が優先され、傷病手当金は受けられません。既に傷病手当金を受給されている場合は内払とみなします。
- 平成28年4月以降、法改正により出産手当金および傷病手当金の支給額の計算方法が変更となります。

申請方法は？

「出産手当金支給申請書」に医師または助産師の意見を受けて、加入者ご本人さまがご記入ください。事業主から証明を受け、以下の【添付書類】を添付のうえ、ご加入いただいている協会けんぽ各支部へご提出ください。

【添付書類】

- ①「申請期間+申請期間1ヶ月前」の出勤簿（タイムカード）の写し
- ②「申請期間+申請期間1ヶ月前」の賃金台帳（給与明細）の写し
- ③役員等で出勤簿や賃金台帳を作成していない場合は議事録の写し

初回申請の場合は①②は必ず添付してください。2回目以降の申請で給与の支払いがある月分の申請の際には該当月の出勤簿、賃金台帳の写しを添付くださいますようお願いいたします。



出勤簿や賃金台帳の写しは給与の締め日が過ぎてからのものをご添付ください。

出産により退職した後に出産手当金は受けられるの？

次のすべての条件を満たしていれば、退職後も継続して出産手当金を申請することができます。

条 件

- ① 退職日までに1年以上継続して被保険者期間があること
- ② 退職日において出勤していないこと
- ③ 退職日において出産手当金を受けているか、支給を受ける条件を満たしていること。（出産日（出産予定日より遅れる場合は出産予定日）以前42日（多胎児の場合は98日）目以降に退職していること）

いつまでに申請すればいいの？

健康保険の現金給付を受ける権利は「2年間」で時効となり、消滅してしまいます。お早めにご申請ください。



協会けんぽ茨城支部は、申請書の郵送化を推進しております。
郵送による申請にご協力いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1582（業務グループ）

この度の大雨により被害を受けられた皆様に
謹んでお見舞申し上げます。

一般財団法人 茨城県社会保険協会

国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年10月から開始された、国民年金の「後納制度」は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することができる仕組みとなっておりました。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。

この「10年の後納制度」を利用することにより将来の年金額を増やすことができましたが、お申込期間は3年間に限られ、平成27年9月30日をもって、この制度は終了いたしました。

平成27年10月1日からは、3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる「5年の後納制度」がはじまりました。

👉 後納制度のメリット

2年以上前の保険料を納めることにより、

①将来受け取る年金額が増額! ②年金の受給資格が得られる可能性があります!

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用は出来ません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

年金相談予約のご案内

待ち時間を解消するため年金相談時間の予約をお受けいたします

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書など本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

また、代理の方が相談に来られる際には、委任状と代理人の方の身分を確認できるものとして(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード等)が必要となります。

ご持参をいただく物としては、各年金事務所にお尋ねください。

予約の申込方法

- 1ヵ月前から前日まで、電話で予約を受け付けいたします。ご希望の日時をご指定ください。
※他のお客様と重複する時は、日時についてご相談させていただく場合もありますのであらかじめご了承願います。
- 予約申込の受付は、年金事務所 お客様相談室となります。

水戸北 ☎029-231-2283 下館 ☎0296-25-0834
水戸南 ☎029-227-3253 日立 ☎0294-24-2193
土浦 ☎029-824-7169

11月は「ねんきん月間」です

国民年金保険料を納めましょう

納めた保険料は全額「社会保険料控除」の対象となります